

会 則

令和元年5月26日現在

八王子市町会自治会連合会

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）と称し、略称を町自連とし、事務所を八王子市散田町二丁目37番1号 教育センター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、町会・自治会・管理組合相互の連絡及び親睦を図り、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事業

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会・管理組合の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 3 名 |
| (5) 常 任 理 事 | 26名以内 |
| (6) 理 事 | 若干名 |

(職務)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監事は、会務並びに会計を監査する。
- (5) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。
- (6) 理事は、会の運営に関する事項の相談及び協議する。

(選出)

第7条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める役員選考委員会規程で選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (4) 常任理事は地区連合会長を以て選任する。
- (5) 理事は、地区連合会長経験者から選任し、会長が推薦し常任理事会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の合議により別に定める専門部規程で専門部を設置することができる。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・常任理事会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長は会議を招集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべての町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(常任理事会)

第 14 条 常任理事会は、会長・副会長・会計・常任理事・理事を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 常任理事会の議長は、会長がその任にあたる。

3. 常任理事会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 15 条 会務遂行のため事務局を置く。

(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

(2) 事務局は三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。

(3) 事務局は、会議に出席し、意見を述べるすることができる。

第 7 章 会 計

(経 費)

第 16 条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付則 1. この会則は、平成 14 年 6 月 8 日に制定し、施行する。

尚、設立年度の役員任期は 1 年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

3. 平成 21 年 5 月 23 日に改正し、施行する。

4. 平成 24 年 5 月 27 日に改正し、施行する。

5. 平成 26 年 5 月 25 日に改正し、施行する。

6. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

7. 令和元年 5 月 26 日に改正し、平成 31 年 3 月 18 日に遡って施行する。